平成２５年度

住吉ノ瀬灯浮標ほか３基全交換工事

特　記　仕　様　書

平成２５年５月

第四管区海上保安本部

第一章　概要

1　総　　則	本仕様書は、第四管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する工事のため、「灯浮標等整備工事共通仕様書」（海上保安庁交通部整備課　平成２４年１２月１３日制定）及び港湾工事共通仕様書、並びにその他関係法令について適用する。
2　工事件名	住吉ノ瀬灯浮標ほか３基全交換工事
3　工事概要	本工事は、灯浮標の全交換工事を行うもので、次の工事から構成される。 (1) 積込資材整備（名古屋港浮標基地） (ｲ) 標体の整備 (ﾛ) 水中接続具等の整備 (ﾊ) 積込み荷役 (2)全交換工事（各交換箇所） ・住吉ノ瀬灯浮標 ・浜島港灯浮標 ・浜島港大矢取沖灯浮標 ・五カ所港宿田曽灯浮標 (3)陸揚資材整備（名古屋港浮標基地） (ｲ) 陸揚げ荷役 (ﾛ) 標体の整備 (ﾊ) 水中接続具等の整備、計測 (ﾆ) 保管場所に返納
4　工事場所	(1)三重県　英虞湾内及び五ヶ所港内 (2)愛知県名古屋市港区東築地町28-2　名古屋港浮標基地
5　工事期間	契約の翌日から平成２５年９月３０日

6　工事仕様

本特記仕様書及び灯浮標等整備工事共通仕様書（海上保安庁交通部整備課H24.12.13制定）のとおりとする。

本工事において、官給品がある場合及び浮標基地の施設の貸与を受ける場合は、次のとおりとする。

(1) 官給品

(ｲ) 官給する物品の内訳は、〔別表１　官給品一覧表〕による。

(ﾛ) 官給品の受領には、請負者が立会い、品名、数量、品質、規格等の確認の上、官給品受領書を監督職員に提出するものとする。
なお、官給品引渡場所の担当官へ事前に連絡を行うものとする。

(ﾊ) 請負者は、工事完成時に官給品精算書を監督職員に提出するものとする。

(ﾆ) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 貸与施設

工事の施工にあたり、浮標基地の施設、機器を使用する際は、「貸与施設運用上の注意事項」（別紙１）に従う。また、貸与を受ける際は、事前に届け出を行う。

貸与施設は、次のとおりとする。

１５ｔ走行ジブクレーン	１台
自走式標体回転作業台車	２台
ホイストクレーン１ｔ	２台

7　検　　査

検査は標識の全交換工事（海上工事）終了時及び陸揚資材整備完了時に行う。給付の終了にあたっては、当本部が指定する検査職員の検査を受けること。

8　完成図書

(1) 工事完了後に完成図書を監督職員に提出するものとする。

(2) 完成図書に添付する様式は監督職員の指示によるものとする。

9　そ の 他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には当本部担当職員と協議し、その指示に従うこと。

第二章　履行内容

本工事の履行内容は下記とし、作業は項目順（上から下）で実施することを標準とする。

工　　種	適用箇所	
	共通仕様書	特記仕様書
(1)積込資材整備		
（名古屋港浮標基地）		
防汚塗装	９－３　防食工	４－１　防食工
標体塗装	６－17　塗装	３－１　標体塗装
電気防食取付	９－３　防食工	４－１　防食工
電子機器取付	10－５　施工	５－２　機器取付及び蓄電池取付
蓄電池取付	10－５　施工	５－２　機器取付及び蓄電池取付
資機材等準備	９－４　設置工	４－２－１　資機材等準備
(2)全交換工事		
（各現場海域）		
標体運搬	９－４　設置工	４－２－２　標体運搬
測量	９－４　設置工	
安全監視船配備	－	４－２－３　安全監視船
引揚及び設置	９－４　設置工	４－２－４　引揚及び設置
碇置状況調査	－	４－２－６　施工状況検査
動作確認	－	４－２－６　施工状況検査
(3)陸上資材整備		
（名古屋港浮標基地）		
電子機器取外	10－５　施工	５－３　機器取外及び蓄電池取外
蓄電池取外	10－５　施工	５－３　機器取外及び蓄電池取外
資材整備	９－４　設置工	４－２－５　資材整備
公共事業労務費調査	－	６－３　公共事業労務費調査
諸経費動向調査	－	６－４　諸経費動向調査
施工実態調査	－	６－５　施工実態調査
発生品	１－17　発生品	６－６　発生品

第三章　標体修繕工

３－１　標体塗装

１　喫水線記入

（１）喫水線記入は、〔別表２　塗装仕様一覧表〕によるものとする。

（２）喫水線の位置は次表のとおりとする。

標識名	標体型式	喫水線の位置	備　考
住吉ノ瀬灯浮標	L-U（42037）	胴板上端から下方に400mm	白
浜島港灯浮標	L-１（43252）	胴板上端から下方に600mm	白
浜島港大矢取灯浮標	T-300W(T3001)	胴板上端から下方に600mm	白
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U（42038）	胴板上端から下方に400mm	白

（３）喫水線は、１標識につき２箇所の記入を行うものとする。記入場所は１８０°離すことを基本とするが、それにより難い場合は、監督職員の指示する位置にとする。

２　標識名記入

（１）標識名記入は、〔別表２　塗装仕様一覧表〕によるほか、詳細は、図番８／８の標識名記入要領による。

（２）文字等記入

① 櫓部の標示板に標識名を記入する。字体はゴシック体とする。

② 櫓部の標示板１面に管区名を記入する。字体はゴシック体とする。

第四章　灯浮標等設置工

４－１　防食工

１　電気防食

（１）電気防食板（調達）はアルミニウム電気陽極板とし、下表によるものとする。

標識名	形状寸法	個数
住吉ノ瀬灯浮標	150×300×30(AB-7)又は同等以上	２個
浜島港灯浮標	150×300×30(AB-7)又は同等以上	２個
浜島港大矢取灯浮標	150×300×50(AB-10)又は同等以上	１個
五ヶ所港宿田曽灯浮標	150×300×30(AB-7)又は同等以上	２個

※付属ゴムシート含む

※形状寸法の数値はナカボーテック製品を参考値として示したのもであり、使用する材料は事前に監督職員の承諾をえるものとする。

（２）電気防食板は、ゴムシート（調達）を介しナット（支給）にて堅固に取付るものとする。

２　防汚塗装

（１）防汚塗装は、〔別表２　塗装仕様一覧表〕によるものとする。なお、防汚塗料については監督職員の承諾をえるものとする。

（２）標体の喫水下部の最終塗装の実施時期は、標体設置を実施する1週間以内に行うものとする。

なお、置台側の塗装は、標体を回転させて行うものとする。

４－２　設置工

１　資機材等準備

（１）新たに設置する標体の資機材等準備を行うものとし、内訳は、〔別表３－資機材等取付一覧表〕とおりとする。

なお、資機材等取付場所及び時期は監督職員の承諾をえるものとする。

（２）標示板（亜鉛鉄板60×100、取り付け線 SUS304 φ１、L=400）に標識名、品名、規格を記入したものを製作し、監督職員の指示する鉄鎖、三ツ目環、沈すいに取り付けるものとする。

２　標体の運搬

施工に先立ち、標体の運搬方法については、監督職員の承諾をえるものとする。

３　安全監視船

設置時には、航路を通行する船舶が作業船に接近しないよう安全監視船により警戒し、加えて通航船や航走波の接近を作業船に随時通報するものとする。

なお、安全監視船の総数及び能力は、最寄りの海上保安部署の指導に従うこと。

4　引揚及び設置

（１）標体引揚及び設置場所は、〔別表４　設置標識一覧表〕のとおりとする。

（２）既設灯浮標の引揚を行ったのち新標体の設置を行うものとする。

（３）引揚については、下記手順を基準とする。

①標体を吊り揚げ、水切り後に水中付属物と分離する。

②分離した水中付属物を注意して揚収する。

③揚収に際しては、沈錘が海底を離れるまでは急激な力を加えないように注意し、鉄鎖の絡み等の異常を認めた場合は直ちに監督職員に連絡し、その指示に従って施工する。

（４）計測

①揚収した沈錘の吊環径を計測し、摩耗状況を調査する。

②異常等の状況が認められた場合には必ず写真に記録する。

（５）設置については、下記手順を基本とする。

①台付作業で固縛した交換用灯浮標の転環部を作業船上に吊り上げる。

②碇置図に従い、鉄鎖と水中接続具を沈錘から転環まで接続する。

③鉄鎖と水中接続の接続後、監督職員の確認を受ける。

5　資材整備

（１）資機材等取外しは〔別表５　資機材等取外一覧表〕によるものとする。

（２）引揚げた標体及び資機材等を取外し、洗浄等の整備を行い名古屋港浮標基地の監督職員の指示する保管場所に返納するものとする。

（３）鉄鎖、三ツ目環及び沈すいは、標示板（亜鉛鉄板60×100、取り付け線 SUS304 φ１、L=400）に標識名、品名、規格を記入し取り付けるものとする。

（４）転環の整備

転環は水洗いし、錆打ちを行う。

（５）接環の整備

接環は分解して水洗い後錆打ちを行ない、酸洗い及び錆止め処理を行うものとする。

（６）取付ボルト、ナット類の整備

取付ボルト、ナット、電線貫通金物は、すべて分解しケレン後、酸洗い錆止め処理を行うものとする。

6　次に示す工種・項目については、監督職員が施工状況検査等を実施する。

（１）碇置状況調査

住吉ノ瀬灯浮標、浜島港灯浮標、浜島港大矢取沖灯浮標、五ヶ所港宿田曽灯浮標については、沈錘、鉄鎖及び水中接続具の状態を潜水士にて確認するものとする。

（２）動作確認

灯浮標設標作業完了後に次の動作確認を行い、正常に機能することを確認するものとする。

①ＬＥＤ浮標用灯器の点灯確認

②蓄電池の電圧確認（電圧は単体及び組単位）

③太陽電池モジュールの発電状況

④その他監督職員が指示する項目の確認

第五章　電気通信工

５－１　配線

（１）配線の内訳は、図番「3/8～7/8機器間配線図」のとおりとする。

（２）機器及び端子間の接続は、全てコネクタ接続又は圧着端子接続とし、裸線の直接接続や線間での継ぎ足し接続は行わない。

５－２　機器取付及び蓄電池取付

（１）灯浮標の設置に伴う機器取付及び蓄電池取付の内訳は、〔別表６　電気通信機器取付一覧表〕のとおりとする。

５－３　機器取外及び蓄電池取外

（１）機器取外及び蓄電池取外の内訳は、〔別表７　電気通信機器取外一覧表〕のとおりとする。なお、引き揚げた灯浮標から蓄電池及び機器を取り外し、返還場所に返却するものとする。

また、返却する機器、資材のうちＬＥＤ浮標灯器、鳥除け金物等のように外部に取付けてあったものについては、水洗い後に返却する。

第六章　その他

６－１　施工時期及び施工時間

施工時間は日の出から日没までとし、灯火等の点灯時刻までに作業を完了するものとする。なお、工期は、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇を休日として設定している。

工事に伴い灯浮標の仕様変更が生じる標識については、変更が生じる日時等の予定を事前に監督職員及び管理事務所に連絡し、監督職員の立ち会いのもと施工するものとする。

６－２　工事実績情報(工事実績データ)の作成・登録

工事費（契約価格）が、５００万円以上の場合、請負者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）,に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、(財）日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、(財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする

６－３　公共事業労務費調査

本工事は、公共事業労務費調査の対象とする。

調査票及び説明書等については、監督職員から配布するものとする。

６－４　諸経費動向調査

本工事は、諸経費動向調査の対象とする。

調査票及び説明書等については、監督職員から配布するものとする。

６－５　施工実態調査

本工事は、施工実態調査の対象とする。

調査票及び説明書等については、監督職員から配布するものとする。

６－６　発生品

標体の陸揚げに伴う発生品の内訳は、〔別表８　撤去品一覧表〕による。

６－７　名古屋港浮標基地の作業については、他工事と密接な関係があることにより、工事工程及び施工方法については、監督職員と緊密に協議し、その指示に従わなければならない。

６－８　監理技術者等の専任を要しない期間について

１　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

２　工事完成後、検査が完了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、検査が完了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「検査結果通知書」等における日付）とする。

別表 1 官給品一覧表

品　　目	規　　格	単位	数量	住吉ノ瀬灯浮標	浜島港灯浮標	浜島港大矢取沖灯浮標	五ヶ所港宿田曽灯浮標	官給場所
標体（L－1）		基（番号）	1	－	1（43252）	－	－	名古屋港浮標基地
標体（L－U）		基（番号）	2	1（42037）	－	－	1（42038）	〃
標体（T－300W）		基（番号）	1	－	－	1（T3001）	－	〃
鉄鎖（38mm）		m	20.0	－	－	20.0m	－	〃
鉄鎖（32mm）		m	50.0	12.5m	25.0m	－	12.5m	〃
水中接続具	三ツ目環30mm	房	1	－	1	－	－	〃
水中接続具	転環38mm	個	1	－	－	1	－	〃
水中接続具	転環32mm	個	3	1	1	－	1	〃
水中接続具	接環38mm	個	3	－	－	3	－	〃
水中接続具	接環32mm	個	11	3	5	－	3	〃
沈すい	4tｺﾝｸﾘｰﾄ（RC4t）	個	2	－	1	－	1	〃
沈すい	ｽﾗﾌﾞ4t	個	1	1	－	－	－	〃
沈すい	ｽﾗﾌﾞ8t	個	1	－	－	1	－	〃
頭標　円錐Ｉ型		個	2	1	－	－	1	〃
頭標　（円筒Ｉ型）		個	2	－	1	1	－	〃
頭標支持金具Ｉ型		個	4	1	1	1	1	〃
太陽電池モジュール	2OW	面	10	3	2	2	3	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	4	1	1	1	1	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	標準型	個	4	1	1	1	1	〃
蓄電池	MSE150	個	24	6	6	6	6	〃
LED浮標灯器	Ⅱ型　赤	個	2	1	－	－	1	鳥羽海上保安部
LED浮標灯器	Ⅱ型　緑	個	2	－	1	1	－	〃

官給品引渡場所

名古屋港浮標基地	愛知県名古屋市港区東築地町28番の2	TEL052-694-6799
鳥羽海上保安部交通課	三重県鳥羽市鳥羽1－2383－28　鳥羽運輸総合庁舎3階	TEL0599-25-2303

別表 1

別表２ 塗装仕様一覧表

工事件名:住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標体塗装
喫水線記入

標識名	標体型式(番号)	塗装	塗装回数	塗膜厚	塗色
住吉ノ瀬灯浮標	L-U (42037)	塩化ゴム系上塗り塗料	1回	30μ/回	白
浜島港灯浮標	L-1 (43252)	塩化ゴム系上塗り塗料	1回	30μ/回	白
浜島港大矢取沖灯浮標	T-300W (T3001)	塩化ゴム系上塗り塗料	1回	30μ/回	白
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U (42038)	塩化ゴム系上塗り塗料	1回	30μ/回	白

標識名記入

標体型式(番号)	記入名	塗装	塗装回数	塗膜厚	塗色
L-U (42037)	住吉ノ瀬	塩化ゴム系外舷用塗料	1回	30μ/回	白
L-1 (43252)	浜島港	塩化ゴム系外舷用塗料	1回	30μ/回	白
T-300W (T3001)	大矢取沖	塩化ゴム系外舷用塗料	1回	30μ/回	白
L-U (42038)	宿田曽	塩化ゴム系外舷用塗料	1回	30μ/回	白

灯浮標等設置工
防食工　防汚塗装

標体型式(番号)	塗料	規格	塗装回数	塗膜厚	塗装面積
L-U (42037)	加水分解型	カナエポートA/F #5000MS改	3回	70μ/回	22.0㎡ 3@66.0㎡
L-1 (43252)			3回	70μ/回	26.0㎡ 3@78.0㎡
T-300W (T3001)			3回	70μ/回	10.6㎡ 3@31.8㎡
L-U (42038)			3回	70μ/回	22.0㎡ 3@66.0㎡

赤：G07-40Xマンセル値7.5 R 4/14
白：GN-95　マンセル値N 9.5
黄：G22-80Xマンセル値2.5 Y 8/14
黒：GN45-10マンセル値 N 1.0
※2013年塗料用標準色見本帳G版（社団法人 日本塗料工業会）

※塗装回数、塗膜厚については、カナエ塗料の標準仕様を参考値として示したものであり使用する塗料は事前に監督職員の承諾をえるものとする。

別表 2

別表3　資機材等取付一覧表

工事件名:住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標識名	型式 （標体番号）	鉄鎖	水中接続具			沈錘	頭標、頭標 取付金具	ﾚｰﾀﾞｰ ﾚﾌﾚｸﾀ	樹脂製鳥よけ	ピラミット型鳥 除金物	中心筒盲蓋	備　考
			三ツ目環	転環	接環							
住吉ノ瀬灯浮標	L-U （42037）	φ32 12.5m	―	φ32 1個	φ32 3個	ｽﾗﾌﾞ4t	円錘Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 3個	―	
浜島港灯浮標	L-1 （43252）	φ32 25.0m	φ30 1房	φ32 1個	φ32 5個	RC 4t	円筒Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 2個	―	
浜島港大矢取沖灯浮標	T-300W （T3001）	φ38 20.0m	―	φ38 1個	φ38 3個	ｽﾗﾌﾞ 8t	円筒Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 2個	―	
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U （42038）	φ32 12.5m	―	φ32 1個	φ32 3個	RC 4t	円錘Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 3個	―	

○ 頭標 （官給）

頭標および頭標取付金具をナット(SUS304 M24,M27 ,SW,SN)と割ピンを使用して組み立て、標体櫓部踊り場の頭標取付座に固定するものとする。

○ 樹脂製鳥よけ （調達）

樹脂製鳥よけ材は、ﾊﾞｰﾄﾞﾚｽﾏｯﾄL600×W78×H147又は同等以上とし、所用長さは図番「7/8機器取付図」より算出する。

樹脂製鳥よけ材は、針金等にて取り付けるものとする。

○ ピラミッド型鳥よけ金物 （支給）

ピラミッド鳥よけ金物を太陽電池モジュール各箇所にM4ビスにて取り付けるものとする。

別表 3

別表4　設置標識一覧表

工事件名：住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標識名	位置	塗色	作業区分	型式（標体番号）	鉄鎖	水中接続具			沈錘	水深（m）	潮流（kt）	海底底質	参考海図番号	備　考（設置予定日）
						三ツ目環	転環	接環						
住吉ノ瀬灯浮標	北緯:34° 16′ 34″（33.9″） 東経:136° 46′ 12″（11.7″） (WGS-84)	赤	設置	L-U (42037)	φ32 12.5m		φ32 1個	φ32 3個	スラブ 4t	4	0.3	岩	W 78	
			引揚	L-U (42039)	φ32 12.5m		φ32 1個	φ32 3個	スラブ 3t					
浜島港灯浮標	北緯:34° 17′ 52″（51.9″） 東経:136° 45′ 58″ (57.5″)（WGS-84）	緑	設置	L-1 (43252)	φ32 25.0m	φ30 1房	φ32 1個	φ32 5個	RC 4t	9	0.3	泥	w 78 W 1058	
			引揚	L-1 (43311)	φ32 25.0m	φ30 1房	φ32 1個	φ32 5個	RC 4t					
浜島港大矢取沖灯浮標	北緯:34° 17′ 26″（25.9″） 東経:136° 46′ 08″（7.5″） (WGS-84)	緑	設置	T-300W (T3001)	φ38 20.0m		φ38 1個	φ38 3個	スラブ 8t	8	0.3	砂	w 78 W 1058	
			引揚	T-300W (T3002)	φ38 20.0m		φ38 1個	φ38 3個	スラブ 8t					
五ヶ所港宿田曽灯浮標	北緯:34° 18′ 6″（5.9″） 東経:136° 41′ 8″（8.0″） (WGS-84)	赤	設置	L-U (42038)	φ32 12.5m		φ32 1個	φ32 3個	RC 4t	8	0.3	砂	W 78	
			引揚	L-U (42031)	φ32 12.5m		φ32 1個	φ32 3個	RC 4t					

別表 4

別表５　資機材等取外一覧表

工事件名:住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標識名	型式 （標体番号）	鉄鎖	水中接続具			沈錘	頭標、頭標 取付金具	ﾚｰﾀﾞｰ ﾚﾌﾚｸﾀ	樹脂製鳥よけ	ピラミット型鳥 除金物	中心筒盲蓋	備　考
			三ツ目環	転環	接環							
住吉ノ瀬灯浮標	L-U （42039）	φ32 12.5m	―	φ32 1個	φ32 3個	ｽﾗﾌﾞ3t	円錘Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 3個	―	
浜島港灯浮標	L-1 （43311）	φ32 25.0m	φ30 1房	φ32 1個	φ32 5個	RC 4t	円筒Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 2個	―	
浜島港大矢取沖灯浮標	T-300W （T3002）	φ38 20.0m	―	φ38 1個	φ38 3個	ｽﾗﾌﾞ 8t	円筒Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 2個	―	
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U （42031）	φ32 12.5m	―	φ32 1個	φ32 3個	RC 4t	円錘Ⅰ型 1個	―	頭標取付金具 1箇所	太陽電池 ﾓｼﾞｭｰﾙ20W用 1個	―	

別表 5

別表6　電気通信機器取付一覧表

工事件名：住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標識名	型式（標体番号）	LED浮標用灯器	消灯警報装置	光ファイバー文字表示装置	灯浮標ソーラーシステム				蓄電池	ﾏｰｷﾝｸﾞ装置		備　考
					太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ	取付台	制御器	端子箱		本体	取付台	
住吉ノ瀬灯浮標	L-U（42037）	Ⅱ型(赤)	―	―	20W 3面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
浜島港灯浮標	L-1（43252）	Ⅱ型(緑)	―	―	20W 2面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
浜島港大矢取沖灯浮標	T-300W（T3001）	Ⅱ型(緑)	―	―	20W 2面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U（42038）	Ⅱ型(赤)	―	―	20W 3面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	

○ LED浮標用灯器 （官給）

LED浮標用灯器を灯ろう取付台に付属のボルト・ナット（SUS304 M16×50,W,SW,SN）を使用して堅固に取り付けるものとする。

○ 太陽電池モジュール （官給）

太陽電池モジュール（太陽電池取付台付属）を付属ボルト・ナット（20W用：SUS304 M8×30, W,SW,SN）を使用して、標体櫓部踊り場の太陽電池取付台座に取り付けるものとする。

○ 灯浮標ソーラーシステム端子箱 （官給）

端子箱を浮体内部の端子箱取付座（既設）に付属ボルト・ナット（SUS304 M8×30, W,SW,SN）を使用して取り付けるものとする。

○ 灯浮標ソーラーシステム制御器 （官給）

制御器を浮体内部の制御器取付座（既設）に付属ボルト・ナット（SUS304 M8×30,W,SW,SN）を使用して取り付ける。

○ 蓄電池 （官給）

①蓄電池を浮体内部の既設電池缶内に底板（ゴム）を介し1個ずつ収納し、電池押さえ蓋の高さを調整して堅固に固定するものとする。

②蓄電池は、補充電を行い電圧を確認した後、浮体内部に直列又は並列で接続で接続するものとする。

別表 6

別表7　電気通信機器取外一覧表

工事件名：住吉ノ瀬灯浮標ほか3基全交換工事

標識名	型式 （標体番号）	LED浮標用 灯器	消灯警報装置	光ファイバー文字表示装置	灯浮標ソーラーシステム				蓄電池	ﾏｰｷﾝｸﾞ装置		備　考
					太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ	取付台	制御器	端子箱		本体	取付台	
住吉ノ瀬灯浮標	L-U (42039)	Ⅱ型(赤)	―	―	20W 3面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
浜島港灯浮標	L-1 (43311)	Ⅱ型(緑)	―	―	20W 2面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
浜島港大矢取沖灯浮標	T-300W (T3002)	Ⅱ型(緑)	―	―	20W 2面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	
五ヶ所港宿田曽灯浮標	L-U (42031)	NLE型(赤)	―	―	20W 1面	―	1個	1個	MSE150 6個	―	―	

別表 7

別表8 撤去品一覧表

品　　目	規　　格	単位	数量	住吉ノ瀬灯浮標	浜島港灯浮標	浜島港大矢取沖灯浮標	五ヶ所港宿田曽灯浮標	返納場所
標体(L－1)		基(番号)	1	－	1(43311)	－	－	名古屋港浮標基地
標体(L－U)		基(番号)	2	1(42039)	－	－	1(42031)	〃
標体(T－300W)		基(番号)	1	－	－	1(T3002)	－	〃
鉄鎖(38mm)		m	20.0	―	―	20.0m	―	〃
鉄鎖(32mm)		m	50.0	12.5m	25.0m	―	12.5m	〃
水中接続具	三ツ目環30mm	房	1	―	1	―	―	〃
水中接続具	転環38mm	個	1	－	－	1	―	〃
水中接続具	転環32mm	個	3	1	1	―	1	〃
水中接続具	接環38mm	個	3	－	－	3	―	〃
水中接続具	接環32mm	個	11	3	5	―	3	〃
沈すい	4tｺﾝｸﾘｰﾄ(RC4t)	個	2	－	1	―	1	〃
沈すい	ｽﾗﾌﾞ3t	個	1	1	－	－	－	〃
沈すい	ｽﾗﾌﾞ8t	個	1	－	－	1	－	〃
頭標　円錐Ⅰ型		個	2	1	－	－	1	〃
頭標　(円筒Ⅰ型)		個	2	－	1	1	－	〃
頭標支持金具Ⅰ型		個	4	1	1	1	1	〃
太陽電池モジュール	20W	面	8	3	2	2	1	〃
灯浮標ソーラーシステム端子箱	12V 3A	個	4	1	1	1	1	〃
灯浮標ソーラーシステム制御器	標準型	個	4	1	1	1	1	〃
蓄電池	MSE150	個	24	6	6	6	6	〃
LED浮標灯器	Ⅱ型　赤	個	1	1				鳥羽海上保安部
LED浮標灯器	Ⅱ型　緑	個	2		1	1		〃
LED浮標灯器	NLE型　赤	個	1				1	名古屋港浮標基地
以下余白								

撤去品返還場所

名古屋港浮標基地　　愛知県名古屋市港区東築地町28番の2　　TEL052-694-6799

鳥羽海上保安部交通課　　三重県鳥羽市鳥羽1－2383－28　鳥羽運輸総合庁舎3階　　TEL0599-25-2303

貸与施設運用上の注意事項

１．適用範囲

本件施工にあたって、浮標基地の貸与施設を使用するときは、この注意事項に従って、安全に作業を実施すること。

２．関係法令等の遵守

貸与施設を使用するときは、特に下記関係法令を遵守し労働災害防止に努めなければならない。

イ．労働安全衛生法　　（昭和 47．6．8 法律第 57 号）
ロ．労働安全衛生法施行令　（昭和 47．8．1 政令第 318 号）
ハ．労働安全衛生規則　　（昭和 47．9.30 省令第 32 号）
ニ．クレーン等安全規則　　（昭和 47．9.30 省令第 34 号）
ホ．浮標基地安全作業心得

３．有資格者

１５ｔ走行ジブクレーンを運転する者、玉掛け作業を行う者は、関係法令に定める有資格者とし、始業前に免許証等を監督職員に提示して確認を受けること。

４．慣熟運転

貸与施設を運転する者は、各施設の取扱説明書によりその性能について確認するほか、運転技能を慣熟しておくこと。

また、クレーン作業については運転手１名、玉掛及び合図者１名、振れ止め者１名以上の組作業とすること。

５．使用手続・報告等

クレーンを運転する場合は、浮標基地所定の申込書により使用許可を受けること。

請負業者の現場責任者と運転者の両者立会いの上、規定の点検を行い異常のないことを確認後使用すること。また終了時点検等の結果を使用申込書に記入の上報告し、運転日誌を記入すること。

６．浮標基地

(1) 浮標基地に立ち入るとき、あるいは退出するときは、必ず浮標基地事務所に届ける。
(2) 標体は密閉性が高く、接地が不安定な状態で固定されているので、換気及び感電防止の対策を十分に施し、可動部の回転や脱落等による
人身事故に十分に注意して施工する。
（作業は必ず２人以上の組作業とする。）